

⑥離職者訓練の実施規模の拡充等 **241億円**

失業者の増大に備え、離職者訓練の定員を大幅に増やすとともに、今後、雇用の受け皿として期待できる分野(介護、IT分野等)での安定雇用に向けて、長期間の訓練を大幅に拡充する。

⑦中小企業の子育て支援促進 **31億円**

育児休業・短時間勤務制度の利用を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合の中小企業事業主に対する助成金(育児休業:1人目100万円、2人目以降80万円等)や、労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業事業主に対する助成金(助成率:3/4、限度額:40万円(1人当たり)、480万円(1事業主当たり))により支援する。

⑧マザーズハローワーク事業の拡充 **21億円**

マザーズハローワーク事業の拠点を拡充(108か所→148か所)するとともに、子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人の確保・母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付セミナーの開催等を実施する。

⑨65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への支援 **109億円**

65歳以上の高齢者を雇い入れる事業主への助成(中小企業90万円、大企業50万円等)や、65歳以上の高齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援により、高齢者の安定した就職の実現を図る。

⑩中小企業等における障害者雇用促進のための重点的な支援 **12億円**

初めて障害者を雇用した中小企業に対する奨励金(100万円)、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所の設立促進のための助成措置(10人以上の雇用で2,000万円支給等)により、安定的な障害者雇用の拡大を図る。

⑪介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実 **152億円**

雇用管理改善の業務を担う人材の雇入れ、介護業務未経験者の雇入れ(50万円(年長フリーター等の場合は100万円)に対する助成、介護労働者の作業負担軽減のための介護福祉機器(移動リフト等)の導入に対する助成(経費の2分の1(上限250万円))等、介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対し、総合的な支援を実施する。

⑫ハローワークを中心とした日系人向け相談・支援機能の強化 **16億円**

日系人集住地域のハローワークなどにおいて、通訳・相談員の増員や市町村とも連携したワンストップコーナーの設置等の体制強化を行う他、就労のためのスキルが不足している者への研修を実施し、早期の再就職の促進を図る。

(参考)

○ふるさと雇用再生特別交付金(仮称)

平成20年度第2次補正予算案において、都道府県に対する交付金により基金を創設し、創意工夫を凝らした事業の実施を支援することにより、地域求職者等の安定的な雇用機会の創出を図る。(2,500億円)

○緊急雇用創出事業(仮称)

平成20年度第2次補正予算案において、都道府県に対する交付金により基金を創設し、緊急雇用創出事業(仮称)を実施することにより、失業者の一時的な雇用・就業機会の創出を図る。(1,500億円)

(4)内定取消し問題への対応 **7.6億円**

①内定を取り消された学生等への就職支援の強化 **7億円**

企業名の公表も含め、企業に対する指導を徹底するとともに、採用内定を取り消された学生等について、正規に雇用する事業主に対して奨励金(100万円(大企業50万円))を支給する。また、新規学卒者の雇用の安定を図るため、雇用調整助成金を活用し、採用後直ちに教育訓練・出向・休業させることにより雇用の維持を図る事業主への支援(賃金・手当の4/5(大企業2/3))を行う。

②新規学卒者に対する就職支援の強化 **61百万円**

ものづくり企業・中小企業や介護分野等を中心に地域の企業との就職面接会を実施する。

(5)雇用保険の給付の見直し

雇用保険制度について、保険料引下げ(1年間)、非正規労働者の適用基準の見直し(雇用見込1年→6か月)や、特に再就職が困難な場合の給付日数の60日分延長、契約更新がなされなかった有期契約労働者の受給資格要件の緩和(被保険者期間1年→6か月)など、非正規労働者のセーフティネット機能・再就職支援機能を重点的に強化する。(雇用保険法改正)

2 若者の自立の実現

553億円(313億円)

(1)「フリーター等正規雇用化プラン(仮称)」の推進 456億円

①若者に対する就職支援 453億円

就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等(25歳~39歳)を重点に、職業相談、職業紹介から職場定着に至るまでの一貫した支援等を集中的に実施する。また、30代後半の不安定就労者まで拡大したトライアル雇用制度、年長フリーター等を積極的に正規雇用する事業主に対する奨励金(1人100万円(大企業は50万円)の活用とともに、実践的な職業訓練等を実施し安定した就職につなげる。

②若者の応募機会拡大に向けた企業の取組の促進 3.6億円

若者の応募機会の拡大について、事業主への指導を強化するとともに、事業主への相談機能の充実を図るほか、モデル的な取組を支援し、その成果を広く発信する。

(2)ニート等の若者の職業的自立支援の強化 22億円

①「地域若者サポートステーション」事業の拡充 17億円

ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションについて、設置拠点を拡充(77か所→92か所)するとともに、教育機関等とのネットワーク機能を強化し、若者・保護者に対し能動的に働きかけ等を行う。

②「若者自立塾」事業の実施等 5.1億円

合宿形式による集団生活の中で、生活訓練、労働体験等を通じて、若者に働く自信と意欲を付与する「若者自立塾」事業について、訓練メニューの多様化等により、効果的な実施を図る。

(3)内定取消し問題への対応(再掲・前ページ参照) 7.6億円

3 女性の就業希望の実現

3,697億円(3,677億円)

(1)新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実(第4-1-(2)(46ページ)で詳述) 3,569億円

女性の就業希望の継続を実現するため、待機児童の解消など保育サービスの充実を図る。

- (2) 仕事と家庭の両立支援 100億円
- ① 育児・介護休業制度の拡充等 46億円
 育児・介護休業法の見直しを検討し、育児期の短時間勤務や男性の育児休業取得促進など、継続就労しながら育児・介護ができる環境を整備する。また、期間雇用者の育児休業の取得促進のためのモデル事業を実施する。
- ② 事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放 46億円
 事業所内保育施設を設置、運営する事業主に対する助成措置について、助成期間を延長(5年間→10年間)するとともに従業員以外の地域の利用者への地域開放を進めることにより、事業所内保育施設の設定促進を図る。
- ③ 中小企業における次世代育成支援対策の推進 7.8億円
 次世代育成支援対策推進センターにおいて、中小企業における行動計画の策定、届出を促進するため、講習会、巡回指導を実施する等、相談援助機能を強化する。
- (3) 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進 29億円
- ① ポジティブ・アクションの取組の推進 3.3億円
 男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、その周知と取組の具体的ノウハウを提供する。
- ② マザーズハローワーク事業の拡充(再掲・34ページ参照) 21億円
- ③ 起業準備段階及び起業後間もない時期の女性に対する起業支援 25百万円
 起業に向け取り組む女性に対する情報技術を用いて行う学習(eラーニングサービス)の提供や、起業が軌道にのった先輩起業家が女性起業家に助言を行うメンター紹介サービス事業の実施等により起業を支援する。

4 いくつになっても働ける社会の実現

636億円(546億円)

- (1) 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進 359億円
- ① 高齢者雇用確保措置の確実な実施 17億円
 高齢者雇用確保措置の確実な実施に向けた事業主指導を重点的に行うとともに、事業主団体等による小規模事業主等に対する雇用確保措置の導入及びその内容の充実についての相談援助を支援する。

②年齢に関わりなく働ける勤労環境の整備 **198億円**

希望者全員について、65歳以上まで雇用が確保される制度を導入する企業や、勤務時間の多様化、職域拡大、処遇改善等に取り組む企業への支援を行う。また、高齢労働者が自ら労働災害リスクを認識できる手法を開発し、その試行を行う。

(2)団塊の世代が活躍できる環境の整備 **64億円**

①「団塊世代のフロンティアプロジェクト(仮称)」の推進 **8.4億円**

在職中からジョブ・カードを用いたキャリア・コンサルティングを実施することにより、高齢者の円滑な再就職を支援する。また、職業キャリアを活かす地域貢献活動の情報や体験機会を提供するとともに、熟練技能人材に技能継承等に関する技法を教育し、「技能継承等インストラクター(仮称)」として養成する。

②再就職支援や起業支援のワンストップサービスの整備 **19億円**

事業主団体等の傘下の求人事業主や団塊世代の定年退職者等を対象としてキャリア・コンサルティング等を実施し、再就職支援を推進するとともに、起業支援情報を提供することにより、ワンストップサービスの整備を図る。

(3)多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進 **147億円**

①シルバー人材センター事業の充実 **137億円**

シルバー人材センターと地方公共団体が共同して「教育、子育て、介護、環境」の分野を重点に企画提案した事業を支援するほか、シルバー人材センターにおいて会員が安心して働くことができる生活圏域内での就業機会の確保、女性会員が魅力を感じる職域の拡大等を実施する。

②高齢者の職業経験を生かした登録制による就業支援の実施(新規) **11億円**

高齢者の技術、技能、資格、職業経験等を登録し、地域の企業、団体、家庭、地域コミュニティなどからの高齢者ニーズとマッチングさせる仕組みを構築する。

5 「福祉から雇用へ」推進5か年計画の推進 **291億円(261億円)**

(1)障害者に対する就労支援の推進 **228億円**

①中小企業等における障害者雇用促進のための重点的な支援

(一部再掲・34ページ参照)

15億円

複数の中小企業が事業協同組合等を活用し障害者を雇用するために要した費用の助成措置の創設や、初めて障害者を雇用した中小企業に対する奨励金(100万円)、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所の設立促進のための助成措置(10人以上の雇用で2,000万円支給等)により、安定的な障害者雇用の拡大を図る。

②雇用・福祉・教育等の連携による地域の就労支援力の強化 **59億円**

ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」を推進するとともに、就業面と生活面における支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数の拡充等により、地域における就労支援力の強化を図る。

③障害特性に応じた支援策の充実・強化 **14億円**

精神障害者の雇用及び職場定着のノウハウを構築するモデル事業を創設するとともに、うつ病等休職者の職場復帰支援の拡充を図る。また、発達障害者及び難病のある人を雇用し適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成措置を創設する。

④障害者に対する職業能力開発支援の充実 **64億円**

企業現場等を活用した職業訓練を実施する中小企業に対し、訓練カリキュラムの策定から就職に至るまでの一貫した支援を行う。また、特別支援学校の生徒を対象とした職業訓練や、在職障害者を対象とした職業訓練を実施する。

⑤「工賃倍増5か年計画」の推進 **17億円**

福祉施設で働く障害者の一般就労への移行を促進するとともに、障害者の工賃を平成19年度から平成23年度までに倍増させることを目標とする「工賃倍増5か年計画」を推進する。

(2)生活保護世帯、母子世帯に対する就業支援の推進 **50億円**

①ハローワークと福祉事務所等との連携による就労支援の実施 **12億円**

ハローワークと福祉事務所等とが連携した「就労支援チーム」により、生活保護受給者等に対する一貫した就労支援を実施する。また、新たに母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを開発・実施する。

②地域における母子家庭の就業・自立支援 **27億円**

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援プログラム策定事業の推進など支援措置の充実を図る。

(3)刑務所出所者等に対する就労支援の推進 **2.5億円**

関係省庁との連携の下、刑務所出所者等に対し、職業相談、職業紹介、職業訓練等を行うとともに、試行雇用奨励金の支給、職場体験講習の実施及び職業相談等の体制の整備等により就労支援の充実を図る。

6 職業能力形成システムの整備・充実

206億円(174億円)

- (1) 訓練期間中の経済的支援等の実施(再掲・33ページ参照) 35億円
- (2) 職業能力形成プログラムにおける委託型訓練の実施 93億円
これまで職業能力形成機会に恵まれなかった方について、民間教育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練等を推進する。
- (3) 非正規労働者等に対する導入訓練の実施 3.8億円
非正規労働者やニート等、直ちに実践的な職業訓練等を受講することが困難な者に対して、これらの職業訓練への「橋渡し」となる基礎的な導入訓練を実施する。
- (4) ジョブ・カード制度の普及促進に向けた取組の強化 39億円
ジョブ・カードセンターにおいて、企業等の要請に基づきキャリア・コンサルティングを実施することにより、自社内の非正規労働者の正社員転換等を支援する。また、中小企業等に制度を普及させるため事業主団体等による先導的モデル事業を実施する。
- (5) ハローワーク等におけるキャリア・コンサルティング体制等の整備 34億円
ハローワーク等において、ジョブ・カード交付希望者に対する綿密なキャリア・コンサルティングの実施体制等を整備するとともに、記載方法や効果的な活用方法について講習を実施し、交付を担うキャリア・コンサルタントの養成を進める。

7 地域における雇用機会の確保と中小企業支援の充実

2,117億円(858億円)

- (1) 地域雇用対策の充実 587億円
- ① 地方公共団体と一体となった雇用対策の推進(新規) 15億円
国と地方公共団体がそれぞれの特性を活かし、一体となって就業支援を行う「ふるさとハローワーク事業(仮称)」を創設する。
- ② 雇用失業情勢が厳しい地域に対する支援の強化(再掲・33ページ参照) 89億円
- (2) 中小企業に対する雇用安定のための支援 1,354億円
- ① 中小企業等の雇用維持支援(再掲・32ページ参照) 581億円
- ② 中小企業の就職困難者の雇入れに対する支援(再掲・33ページ) 626億円

③生産性の向上に資する人材の確保・定着等のための支援の実施 96億円

生産性向上や新分野進出等を図ろうとする中小企業が、それらに必要な人材の雇入れ、設備投資や職業能力開発を行った場合についての支援を充実する。

(3)ものづくり立国の推進 17億円

①地域におけるものづくり分野の人材育成に対する支援(新規) 60百万円

ものづくり分野における人材育成に取り組む都道府県において、業界団体等と連携したものづくり分野における人材確保、在職者訓練、技能継承のための事業計画を策定の上、これに基づく事業を支援する。

②技能五輪大会の推進等によるものづくり技能の振興 10億円

若者の就業意欲の喚起や円滑な技能継承に資するため、技能五輪全国大会(開催地:茨城県)をはじめとする各種技能競技大会を推進するとともに、ものづくりの魅力、重要性の啓発により技能労働者の地位向上に努め、ものづくり技能の振興を図る。

③団塊世代の労働者を活用した技能継承等の推進 6億円

中小企業における技能継承や生産性向上等に資するため、団塊世代等の熟練技能人材に技能継承等に関する技法を教育し、「技能継承等インストラクター(仮称)」として養成する。

(4)介護労働者等の確保・定着 159億円

①介護労働者の雇用管理改善に取り組む事業主等に対する総合的な支援の充実

(再掲・34ページ参照) 152億円

②「福祉人材確保重点プロジェクト(仮称)」の推進等による福祉人材確保対策の強化(新規) 7.4億円

ハローワークに「福祉人材コーナー(仮称)」を設置し、関係機関との連携による潜在有資格者等の掘り起こしや、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等により、福祉・介護サービス分野の人材確保対策を強化する。

第3 安心・納得して働くことのできる環境整備

将来にわたる安定した雇用・生活を実現するため、正社員以外の方々の正社員化を含む待遇の改善や、適正な雇用関係の構築などにより安心・納得して働ける環境の整備を図るとともに、健康で豊かな生活のための時間の確保や多様な働き方・生き方の選択などによる、仕事と生活の調和の実現を推進する。

1 安心・納得して自らの働き方を選択できる環境整備 449億円(39億円)

(1) 正社員以外の方々の待遇の改善 440億円

① 労働者派遣事業の適正化 8.6億円

日雇派遣の原則禁止など労働者派遣法制の見直しを実施するとともに、違法派遣、偽装請負の防止等を図るため、派遣元・派遣先等に対する厳正な指導監督や労働条件についての専門相談窓口の設置等を行う。また、派遣労働者等の雇用管理改善に向けた事業主の自主的取組を支援する。

② ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等に対する安定就労に向けた支援 31億円

日雇派遣労働者等の安定した就労を実現するため、ハローワークの特別の相談窓口において、担当者制による一貫したきめ細かい職業相談、職業紹介、職場定着指導等の支援を実施する。

③ 有期契約労働者の雇用管理改善と正社員転換の促進 21億円

有期契約労働者を雇用する事業主に対し、ガイドライン等を活用し、事業主団体等を通じた相談支援等を実施する。また、中小企業事業主が、有期契約労働者を正社員へ転換する制度を導入した場合の助成措置に加え、フルタイムの有期契約労働者に正社員と共通の処遇制度等を新たに導入した場合の助成措置(50万円(正社員と共通の処遇制度の場合)、35万円(正社員と共通の教育訓練制度の場合)を創設する。

④ パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

17億円

パートタイム労働法における均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、専門家の配置等による相談、援助等事業主支援を実施する。また、短時間正社員制度について、業界ごとの導入モデルの開発、普及等により、その導入促進、定着を図る。

さらに、短時間労働者に対する正社員との均衡待遇等を考慮した制度を導入する中小企業に対して助成(60万円等)する。

⑤ハローワークの機能強化による非正規労働者への就労支援体制の拡充等
(再掲・33ページ参照) 48億円

⑥住居を喪失した離職者及び不安定就労者に対する住居・就労支援対策の推進
(再掲・32ページ参照) 255億円

⑦派遣先による派遣労働者の雇入れの支援(再掲・32ページ参照) 89億円

(2)適正な雇用関係の構築 8.9億円

①改正最低賃金法の円滑な施行等 5億円

最低賃金額の徹底を図るとともに、効率的・効果的な監督指導を実施することにより確実に最低賃金の履行確保を図り、賃金の低廉な労働者のセーフティネット機能を充実させる。

②労働契約法の円滑な施行 3.7億円

中小企業等に対して、労働契約法の趣旨及び内容の徹底を図るとともに、モデル就業規則の作成、就業規則適正化のための講習、望ましい労働契約の在り方に関する相談事業等を実施し、労使間の紛争の防止及び早期解決を図る。

2 仕事と生活の調和の実現

291億円(183億円)

(1)健康で豊かな生活のための時間の確保 60億円

①労働時間等の見直しに向けた取組の促進 31億円

業界団体による業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の策定を支援するとともに、相談・助言を行う「仕事と生活の調和推進アドバイザー(仮称)」の養成等を図る。また、労働時間が長い事業場を対象とした重点的な監督指導を実施する。

②生涯キャリア形成支援の積極的展開 26億円

長期の教育訓練休暇制度の導入や時間外労働の制限など従業員の自発的な能力開発を支援する企業に対する助成を拡充する(訓練経費に対する助成率を1/3→1/2に引上げ等)。また、企業が行う従業員のキャリア形成の取組を診断するサービスを提供する。

(2) 企業における総合的なメンタルヘルス対策の推進 14億円

メンタルヘルス対策の総合窓口において各種相談対応を行う等、メンタルヘルス不調者の発生防止、早期発見・早期治療のための対策、職場復帰支援に至るまでの一貫した取組を行う。

(3) 多様な働き方・生き方の選択 117億円

①労働者派遣事業の適正化(再掲・42ページ参照) 8.6億円

②ハローワークの機能強化による日雇派遣労働者等に対する安定就労に向けた支援(再掲・42ページ参照) 31億円

③有期契約労働者の雇用管理改善と正社員転換の促進(再掲・42ページ参照) 21億円

④パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進(再掲・42ページ参照) 17億円

⑤ハローワークの機能強化による非正規労働者への就労支援体制の拡充等(再掲・33ページ参照) 48億円

⑥マザーズハローワーク事業の拡充(再掲・34ページ参照) 21億円

⑦テレワークの普及促進 1.4億円

テレワークに関する労務管理についての相談・助言を行うテレワーク相談センターを拡充するとともに、講習会の開催により、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。また、在宅での就業形態による発注者とのトラブル等に対する相談援助等を実施する。

(4) 仕事と家庭の両立支援(再掲・37ページ参照) 100億円

3 労働災害の減少を図るための安全衛生対策等の促進

99億円(83億円)

(1) 企業における総合的なメンタルヘルス対策の推進 (再掲・本ページ2(2)参照) 14億円

(2) 重篤な労働災害の防止対策の充実など安全衛生対策の推進 9.1億円

重篤な労働災害を防止するため、機械設備の安全対策を検討するほか、企業の努力義務である「危険性・有害性等の調査等」の実施促進を図るため、インターネット上でリスクを診断できるシステムの提供等を実施する。

(3) 職業性疾病等の予防対策の推進 29億円

ナノマテリアル(超微粒素材)の毒性情報を得るための実証試験や石綿健康障害予防のため実地調査、個別指導等を実施する。また、職場における新型インフルエンザ対策を推進するため事業者等に対して研修を行う。

(4) 産業保健活動及び健康づくり対策等の推進 **35億円**

労働者の健康障害防止等の支援として医師による面接を充実させ、相談・指導体制の機能強化と整備を図る。また、職場における受動喫煙防止対策の推進を図る。

(5) 石綿救済法等の趣旨及び内容の徹底 **96百万円**

石綿に係る労災補償制度の労災保険給付及び改正石綿救済法に基づく特別遺族給付金の内容等を幅広く周知・啓発することにより制度の周知徹底を図る。

4 「働く人を大切にする社会」を実現するための基盤整備

22億円(19億円)

(1) 労働問題に関するワンストップ相談体制の整備 **15億円**

各都道府県労働局において、労働相談機関や紛争解決機関とネットワーク化を図るとともに、労働紛争の解決事例等の情報を収集して共有化することにより、総合労働相談コーナーにおける的確な相談対応や円滑かつ迅速な労働紛争問題の解決を図る。

(2) 労働関係法令の遵守に向けた監督指導等の徹底 **5.9億円**

派遣労働者の労働条件確保のための派遣元・派遣先に対する重点的な監督指導、改正最低賃金法の円滑な施行に向けた監督指導、長時間労働抑制のための重点的な監督指導等の労働関係法令の遵守に向けた監督指導等を徹底する。

第4 人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月)、「新しい少子化対策について」(平成18年6月)に基づく施策の着実な推進を図るとともに、平成19年12月に決定された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」(集中重点期間平成20～22年度)、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

1 地域の子育て支援の推進

6,877億円(6,868億円)

(1) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 551億円

① 地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実 388億円

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、地域力を活用した子育て支援に参画する者の養成、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かり等への対応のためのモデル事業の実施等、地域の子育て支援の推進を図る。

② 地域における子育て支援拠点の拡充 102億円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進するとともに、その機能の拡充を図る。

(2) 新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,569億円

① 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 3,475億円

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入れ児童数の増を図るとともに、第3子目以降の保育料を無料とする。

② 多様な保育サービスの提供 551億円

家庭的保育事業(保育ママ)や一時預かり事業の拡充、地域の保育資源(事業所内保育施設等)の活用など保育サービスの提供手段の多様化を図る。また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に「安心こども基金(仮称)」を創設する。(1,000億円(文部科学省分を含む。))

(3) 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

235億円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

(4) 児童手当国庫負担金

2,523億円

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 926億円(849億円)

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

877億円

① 地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)や養育支援訪問事業の全国展開及び子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図る。

② 児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための保護者指導や一時保護所における教員等の配置を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

③ 社会的養護体制の拡充

822億円

家庭的養護を拡充するため、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の推進や里親支援体制の充実を行うとともに、児童養護施設等における小規模ケアの推進や幼稚園費の創設などを行うほか、施設を退所した児童等の就業・生活支援を目的とした児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)等を推進する。

(2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

49億円

婦人相談所が配偶者からの暴力被害者を一時保護委託するための経費の充実を図るとともに、婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るほか、人身取引被害者や外国人の配偶者からの暴力被害者支援のための通訳者を養成するなど支援体制の充実を図る。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

1,743億円(1,706億円)

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 78億円

①自立のための就業支援等の推進(一部再掲・39ページ参照) 27億円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援プログラム策定事業の推進など支援措置の充実を図る。

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。 (1.3億円)

修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)

→ 修業期間の後半1/2の期間(上限18か月)

②マザーズハローワーク事業の拡充(再掲・34ページ参照) 21億円

(2) 自立を促進するための経済的支援 1,665億円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や、技能取得等に必要資金の貸付を行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

4 母子保健医療の充実

193億円(184億円)

(1) 不妊治療等への支援 46億円

①不妊治療等への支援

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成するなどの支援を行う。

②妊産婦ケアセンター(仮称)への支援(新規)

産前産後における妊産婦の適切なサポートを行うため、入院を要しない程度の体調不良(うつ病など)の妊産婦を対象に宿泊型のサービス(母体ケア、乳児ケア等)を提供する。

(2) 小児の慢性疾患等への支援 144億円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

5 出産等に係る経済的負担の軽減

79億円

安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を4万円引き上げること等により、妊産婦の経済的負担を軽減する。

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数(14回程度)を受けられるように、平成22年度までの間、地方財政措置されていない9回分について、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。
(790億円)

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。(651億円)

6 仕事と生活の調和の実現(再掲・43ページ参照)

291億円(183億円)

- | | |
|---------------------------|-------|
| (1)健康で豊かな生活のための時間の確保 | 60億円 |
| (2)企業における総合的なメンタルヘルス対策の推進 | 14億円 |
| (3)多様な働き方・生き方の選択 | 117億円 |
| (4)仕事と家庭の両立支援 | 100億円 |

7 若者の自立の実現(再掲・36ページ参照)

553億円(313億円)

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1)「フリーター等正規雇用化プラン(仮称)」の推進 | 456億円 |
| (2)ニート等の若者の職業的自立支援の強化 | 22億円 |
| (3)内定取消し問題への対応 | 7.6億円 |

第5 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる 福祉社会の実現

高齢者が生き生きと安心して暮らせる健康現役社会を実現するため、安心して質の高い介護サービスの提供のための安定的・効率的な介護保険制度の運営、福祉・介護サービスを担う人材の確保を行うとともに、医療も含めた総合的な認知症対策や介護予防対策等の関連施策を推進する。また、65歳までの雇用機会の確保、団塊世代の定年退職者の再就職支援等により、いくつになっても働ける社会の実現に向けた環境整備を図る。

年金制度については、持続可能で安心できる制度を構築するため、平成21年4月から基礎年金国庫負担割合を2分の1とする。

また、生活保護制度については、生活保護受給者の自立支援、制度の適正実施を推進する。

1 安心して質の高い介護サービスの確保 2兆976億円(2兆396億円)

(1) 地域における介護基盤の整備 407億円

地域における介護施設を整備するとともに、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、国土交通省との連携を図りつつ、地域福祉拠点としての公的賃貸住宅団地等の再整備(安心住空間創出プロジェクト)やケア付き住宅の整備を促進する。また、介護療養病床の介護療養型老人保健施設等への転換整備及び消防法改正に伴う、既存の認知症高齢者グループホーム等小規模福祉施設に対するスプリンクラーの整備を重点的に進めていく。

(2) 安定的・効率的な介護保険制度の運営 2兆378億円

要介護認定の適正化やケアマネジメントの適切化をはじめとする適正化対策を推進するとともに、平成21年4月にプラス3.0%の介護報酬改定を行うことにより、介護従事者等の処遇改善を図ることとする。

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、平成21年4月の介護報酬改定等に
伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する。(1,154億円)

- (3) 介護サービスの質の向上及び医療との連携促進 191億円
- ① 認知症対策の総合的な推進 (第5-3(次ページ)で詳述) 39億円
- ② 地域における人材の確保(新規)(第5-2-(2)(本ページ)で詳述) 2.6億円
- ③ 訪問看護支援事業の実施(新規) 3.2億円
 在宅療養の充実を図るため、広域対応訪問看護ネットワークセンターにおいて、訪問看護の請求事務等の支援等を実施し、訪問看護事業の効率化、規模の拡大を支援する。

2 福祉・介護人材確保対策の推進

169億円(44億円)

(1) 福祉・介護サービス従事者の確保の推進(新規)

新たに福祉・介護サービスに従事した者に対する巡回相談及び事業者への助言、実習受入施設レベル向上のための講習を通じ、福祉・介護人材の定着の促進を図る。(セーフティネット支援対策等事業費補助金(210億円)の内数)

(参考)平成20年度第2次補正予算案において、以下の福祉・介護人材確保対策を実施。

- ・福祉・介護人材の育成・定着の促進 (205億円)
 (障害者自立支援対策臨時特例交付金(855億円)の内数)
- ・介護福祉士等修学資金貸付事業の拡充(320億円)

(2) 地域における人材の確保(新規) 2.6億円

① 高齢者地域活動推進者養成支援事業 90百万円

「安心と希望の介護ビジョン」を踏まえ、「高齢者地域活動推進者(コミュニティ・ワーク・コーディネーター)」を年間300人(10年間で3,000人)養成することとし、意欲ある地域の高齢者や住民が、主体的・積極的に活動するための環境を整備する。

② 生活(介護)支援サポーター養成支援事業 1.7億円

新たな住民参加型サービス等の担い手を養成し、介護保険制度等社会保障制度と相俟って、市民のための市民による支え合いの基盤を整備する。

(3) 介護労働者等の確保・定着(再掲・41ページ参照) 159億円

3 認知症対策の総合的な推進

39億円(21億円)

認知症疾患医療センター及び地域包括支援センターへの医療・介護連携担当者の配置をはじめ、若年性認知症に関する総合的な対策など、研究開発の推進から医療、介護現場での連携・支援に至るまで、認知症の医療と生活の質を高める施策を総合的に推進する。

4 地域福祉の再構築(新規)

地域において様々な生活課題を抱えている者を早期に発見し、公的な福祉サービスや地域の支え合いなどによって問題解決を図っていくための仕組みを構築する(例えば、市町村による全戸訪問調査や要援護者マップづくり、定期的な訪問等による見守りなどの取組により、高齢者等への虐待や孤立死の防止、災害時の要援護者対策等を推進する。)

(セーフティネット支援対策等事業費補助金(210 億円)の内数)

5 いくつになっても働ける社会の実現(再掲・37ページ参照)

636億円(546億円)

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1) 希望すれば働き続けられる高齢者雇用の促進 | 359億円 |
| (2) 団塊の世代が活躍できる環境の整備 | 64億円 |
| (3) 多様な形態の就業による高齢者の生きがい対策の推進 | 147億円 |

6 ひきこもりやホームレス等への支援

31億円(31億円)

(1) ひきこもり対策の推進(新規)

ひきこもりの問題の早期発見・早期対応のため、ひきこもりの状態にある本人や家族からの相談等の支援を行う「ひきこもり地域支援センター」(仮称)を都道府県・指定都市に整備する。

(セーフティネット支援対策等事業費補助金(210 億円)の内数)

(2) ホームレス自立支援の推進

31億円

ホームレスの自立支援を推進するため、巡回相談活動を行う総合相談推進事業や就業機会の確保を図るための就業支援事業等を実施する。

また、ホームレス自立支援事業については、自立支援センターの設置の際に、民間賃貸住宅等の空き住戸などを活用し、ホームレスの社会復帰が円滑に行われるよう支援する。

7 刑務所出所者等に対する社会復帰支援

2.5億円(1.7億円)

(1) 刑務所出所者等の地域生活定着支援(新規)

各都道府県の保護観察所と協働して進める「地域生活定着支援センター」(仮称)により、刑務所入所中から、福祉サービス(障害者手帳の発給、年金受給など)に繋げる準備を行い、刑務所出所者等の社会復帰を支援する。

(セーフティネット支援対策等事業費補助金(210億円)の内数)

(2) 刑務所出所者等に対する就労支援の推進(再掲・39ページ参照)

2.5億円

8 生活保護制度の適正な実施

2兆1,093億円(2兆162億円)

(1) 生活保護費国庫負担金

2兆585億円

生活保護を必要としている者に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

(2) 自立支援の着実な推進

生活保護受給者の自立支援について、各自治体における自立支援プログラムによる支援を着実に推進するとともに、新たに、就労意欲が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者に対して、就労意欲を喚起するための支援等を実施する。

(セーフティネット支援対策等事業費補助金(210億円)の内数)

なお、母子世帯等に対して自立に向けたきめ細かな就労支援を行うとともに、母子加算については平成21年4月から廃止する(3年計画の最終年次)。

(3) 適正実施の推進

課税調査の徹底、不正受給の防止など生活保護制度の適正実施を推進する。

9 持続可能で安心できる年金制度の構築

9兆8,593億円(7兆4,258億円)

○年金給付費国庫負担金

年金制度については、持続可能で安心できる制度を構築するため、平成21年4月から基礎年金国庫負担割合を2分の1とする。